

**新潟県特定地域の自立・安全を支援する事業  
(特定地域の元気応援事業（ハード）) 実施要領**

平成 21 年 4 月 23 日 制定  
平成 29 年 4 月 24 日 一部改正  
平成 31 年 4 月 10 日 一部改正  
令和 4 年 4 月 14 日 一部改正

## 第 1 趣旨

「新潟県特定地域の自立・安全を支援する事業」のうち「特定地域の元気応援事業（ハード）」の実施については、新潟県補助金等交付規則及び新潟県特定地域の自立・安全を支援する事業補助金交付要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 第 2 実施方針

事業は、「新潟県過疎地域持続的発展方針」、「新潟県離島振興計画」、「新潟県山村振興基本方針」等の計画に即して実施するものとする。

## 第 3 事業実施対象地域

事業実施対象地域は、過疎地域、辺地、離島、振興山村、特別豪雪地帯、特定農山村地域とする。

## 第 4 事業実施主体

特定地域を有する市町村

## 第 5 事業内容

対象となる事業は、特定地域の自立的発展を促進するため、地域の実情に応じた先進的かつ具体的な取組全般とし、その取組分野は限定しないものとする。なお、想定される取組分野は、次のとおりである。

- (1) 交流・定住促進の取組
- (2) 集落の維持・再生の取組
- (3) 産業振興、観光振興の取組
- (4) 生活交通の確保の取組
- (5) 地域医療、福祉の確保の取組
- (6) 地域文化、優れた景観の保全の取組

## 第 6 事業の採択要件

事業採択の要件は、以下のとおりとする。

- (1) 地域の自立促進を図るものであること。

- (2) 地域の特性を活かすものであること。
- (3) 地域住民が主体的に実施又は参画するものであること。
- (4) 原則として新規に実施するものであること。ただし、既存事業の効果が著しく高められる事業については、この限りではない。
- (5) 地域の課題に対応し又は地域ニーズを反映したもので、事業の継続性、発展性が見込まれること。
- (6) 単なる施設整備ではなく、ソフト施策の実施に資するものを対象とするものであること。

## 第7 助成

- (1) 知事は、予算の範囲内において、事業の実施に要する経費に対して助成を行うものとする。
- (2) 本事業の実施期間は、1年とする。

## 第8 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施について必要な事項は、別に定めるところによる。

### 附 則

- 1 この要領は、平成21年4月23日から施行する。
- 2 新潟県特定地域の自立・安全を支援する事業（創意工夫による自立した地域づくり事業（ソフト））実施要領（平成17年5月30日制定）及び新・にいがた人応援事業実施要領（平成18年4月28日制定）は、廃止する。

### 附 則

この要領は、平成29年4月24日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成31年4月10日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和4年4月14日から施行する。